

土壤汚染対策法のあらたな展開 —2017年改正とその概要—

福岡大学名誉教授 浅野 直人

1. 2002年の土壤汚染対策法の立法趣旨

土壤汚染対策法(土対法)が制定されたのは、2001年の省庁再編によって環境省が発足した翌年2002年であった。

この法律は、土壤汚染防止法ではなく、汚染土壤浄化法でもないことに注意する必要がある。土壤汚染は、自然由来の場合を除けば、第一次的には大気や水質の汚染・汚濁あるいは廃棄物の不適正処理等の結果によって生じるものであり、防止はそれらの原因行為の規制によるべきだからであり、また、自然由来を含めた全国の汚染土壤をすべて浄化することは国民経済からみても無理だからである。そこで、土対法は、土壤汚染による国民の健康リスクの低減のためのリスク管理を目的とするものとして制定された。なお土対法は、汚染やその除去措置が地価へ与える影響などは考慮に入っていないことも見落とされてはならない。この土対法制定は、2003年の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)改正で、同法がそれまでの危険物規制法から、リスク管理法へとその性格を大きく変えたことと並んで、公害対策基本法以来の伝統的な環境法制の幅を拡げる役割を果たしたと評価されてよいものである。

なお、土対法は、汚染者の責任のみを追及してきたそれまでの環境汚染規制法の考え方を改め、土地所有者の責任を前面に押し出している。これは、土壤汚染をめぐる政策課題が、土壤が汚染されてしまった後に派生的に起こる、周辺住民等への健康被害の防止にあることから考えられたことである。

ただ、制定時の土対法は、有害物質使用特定施設があった工場や事業場廃止の際に、土地所有者等に土壤汚染の調査(法3条によるいわゆる「3条調査」。

指定調査機関により行われる)及び調査によって判明した汚染土地への必要なリスク管理措置を求めるものとしていた。これは、規制対象をとりあえず確実に汚染発見の可能性が高い場面に限定するための配慮からであった。

2. 土対法2009年改正

しかし、リスク管理法という、土対法の当初の立法趣旨は、一般には、十分に理解されることがなく、土対法制定後、法の規制対象外の土地についても土壤汚染調査が行われる件数が激増した。さらに土壤の汚染が発見された場合に、健康リスク管理の必要を超えた「掘削除去」等による「完全な浄化対策」が広く行われるという事態を生み出してしまった。土地所有者にとっては浄化による地価の回復に大きな関心があったからであり、また汚染対策を業とする者にとっても掘削除去の方が多くの収益をもたらしてくれるからであろう。もともとその反面、悪質な業者による汚染土壤の不適正処理、拡散という新たな社会問題も数多く引き起こされる事態が生まれてしまった。

そこで、2009年の土対法改正では、過去の汚染の発見のために、汚染調査を大規模な(3000 m²以上の)土地の形質変更の場合に拡大(いわゆる「4条調査」を追加)することで法定調査の範囲を拡大する一方で、発見された汚染土地を、「指定区域」とした上で、その後、直ちに対策を講じるべき区域と、のちの当該土地の形質変更の際に届出を求めて必要な措置を講じさせる区域にわけて取り扱うこととしていた法制定当初の制度を改め、区域指定時から、「要措置区域」と「形質変更時要届出区域」の二つのいずれに当たるかを明示することとし、指定区域であればすべて浄化が必要になったと

の誤解を与えない工夫をした。また、たとえば上水道が敷設されていて飲用地下水のない区域は要措置区域にしないなど、汚染除去等の措置が健康リスク管理のために行われることを明確にした。さらに、自主調査で汚染が判明した場合は、そのデータによる申請にもとづく区域指定（いわゆる「14条指定」）を可能とする制度も導入した。このほか、汚染土壌の不適正処理や利用、不法投棄を防ぐために、指定区域（要措置区域と形質変更時要届出区域）からの汚染土壌の適正な搬出・運搬・処理を担保するためのさまざまな法的制度を（その多くは、廃掃法の例により、主に政省令の規定による制度として）新設し、また、指定調査機関の質向上のために国家試験に合格した技術管理者の配置を義務付けるなど、全体として、土対法がリスク管理法としての性格をもつことを、より明瞭なものとした。

なお、当初の立法時に海面埋立てにより造成された土地につき、海面埋立て規制の法令と、造成後の土地への土対法の基準（土壤環境基準に準拠）との相違を見落としていたことへの法的手直しは、2009年改正後に、政省令レベルでの制度運用という方法でおこなわれ、法律の条文にはない「自然由来特例区域」「埋立地特例区域」「埋立地管理区域」という概念が土対法の運用上で登場するとともに、これらの区域について、汚染調査時の調査方法の特例や形質変更時の制限の特例などが認められることとなった（これらの区域概念と種々の特例扱いに関しては、今回の改正で法律の条文にもその一部が取り入れられた）。

3. 土対法 2017年改正の考え方

土対法は、制定時から、特定施設に係る工場・事業場の廃止後も、引き続き工場・事業場として使用され、一般人の立ち入り等のおそれがない土地等については、一定の要件・手続きの下で、3条調査の義務を免じていた。これは周辺住民等への健康リスク管理、という観点からは合理性があると考えての措置であった。他方、汚染が、元来との土地に存在し、あるいは埋立てや土地造成に使われた土壌に含まれていた、自然由来の有害物質（ヒ素やフッ素などによる場合が多い）によるものであっても、基準を超えている以上は、その後にその土壌

が区域外へ搬出された場合に汚染拡散を防ぐ必要があるため、土対法の指定対象としてリスク管理を求めるものとされてきた。

しかし、引き続き工場・事業場敷地として使用される土地で、3000㎡を下回る区域の形質変更について何の規制もないことは、住民居住区域に隣接した場所での形質変更による地下水汚染を引き起こすなどの問題が皆無とはいえないことから、地方公共団体の中には、条例による上乘せ規制を行っている例もみられ、課題であった。他方、臨海部埋立てによる工場・事業場敷地等で、埋立て土壌に自然由来の汚染物質が含まれていた場合にも、土地の形質変更の都度、事前の届出・調査の手続きを求められること等のこれまでの土対法規制については、これを緩和すること等への要望も事業者や制度運用にあたる行政の現場から出されていた。

そこで、前者の点に関する規制強化と、後者の点に関する規制緩和とを図るために、中央環境審議会土壤農薬部会土壤制度小委員会の審議を経てまとめられた2016年12月12日の中環審答申（第一次答申）に基づいて、土対法の2017年改正が行われた（もともと、改正法案のうちの規制緩和の部分に関しては、折から豊洲市場の土壤汚染が大きな問題とされていたことの影響もあって国会審議で論議をよび、残念ながら今回の改正法案は全会一致の賛成を得られないまま可決された）。

改正法は、届出前にした汚染調査結果を利用した4条による届出を許容する改正、指定解除後の記録保存に関する15条改正、汚染土壌処理業の資格要件と事業継承手続きに関する改正については、2018年4月1日から施行され、さらにそれ以外の改正は2019年4月の施行が予定されている。そして、2019年施行部分の詳細は、2017年9月から引き続いて土壤制度小委員会で審議が行われ、2018年4月3日に第二次中環審答申（第二次答申）がなされたので、今後、これに基づいて土対法の第二段階目の施行及び運用の変更に向けての政省令の改正が行われることになっている。

今回の改正は、土対法がこれまでに果たしてきた役割をふまえつつも、規制の合理化を図るとともに、リスク管理法としてのその本来の役割を整えていくことをめざすものといえよう。

以下では、この第二次答申の内容も含めて、土対法の今次改正の概要を紹介する。

4. 土壌汚染調査の新たなルール

(1) 3条調査免除の場合の土地の形質変更に関する調査義務の新設(3条7-8項追加)

これまでの土対法は、前述のように、有害物質使用特定施設に係る工場・事業場廃止時に、敷地の土壌汚染の有無を、指定調査機関に調査させてその結果を都道府県知事に報告させること(3条1項)としていた。ただし、これには例外があり、予定されている利用方法からみて人の健康に係る被害が生じるおそれがない旨の都道府県知事の確認を得た場合は、調査・報告義務を負わない(同項但書)。この例外の確認をうけるための要件は、法施行規則16条2項で定められており、①従業員その他関係者以外の立ち入りができない工場・事業場の敷地、②小規模工場・事業場の建物がその設置者の居住用建物と同一の場合で引き続きその居住用に使われる敷地、③鉱山保安法の鉱山関係の敷地、であることがこれに当たるとされていた。

改正法は、この3条調査の例外の確認をうけた土地についても、軽微な行為その他の行為、または非常災害のため必要な応急措置としての行為以外は、土地の形質の変更の際、事前に都道府県知事に届出ること(法3条7項)、及びこれに対して、知事は、省令の定めるところにより、土壌汚染の状況につき調査・報告を命ずるもの(法3条8項)とした。

ここでの軽微な行為とは、a.900㎡未満である場合、または、b.土壌を区域外へ搬出せず、土壌の飛散・流出を伴わず、かつ形質変更の深さ50cm未満である場合とされる。面積を900㎡で区分したのは、土対法がこれまでも30m×30mのメッシュでの調査という手法をとってきたこと、900㎡以上とすれば、3000㎡未満の土地の形質変更の過半数を把握できることが理由とされている。

もともと、中小企業側からはこれでは厳しすぎるとの不満の声もあった。しかし、上記②の例外扱いが健康リスク管理の観点からみれば異例の政策的判断によるものであることからすれば、用途変更のための例外の確

認の撤回(3条6項)を伴わないで自由に土地の形質変更を許容できる面積を、これより広くすることは合理性を欠くものというべきである(なお、900㎡では広すぎるという化学物質専門家からの強い反対意見があった)。

(2) 水濁法適合施設などの調査義務の例外の新設

土対法は、工場・事業場廃止の場合の3条調査のほか、前述の2009年改正で、3000㎡を超える土地の形質変更の場合には、都道府県知事へ着工30日以前の届出を義務付け(4条1項)、これに対して、知事は省令で定める基準に該当する場合は、土壌汚染の状況の調査・報告(いわゆる「4条調査」)を命じることができることとしている。この4条調査についても、現行法は、軽微な変更にあたりとされる、土壌の区域外への搬出をせず、土壌の飛散・流出を伴わず、かつ形質変更の深さ50cm未満の形質変更行為や、あるいは土壌の区域外搬出のない農業活動や林業施業のための作業路網整備の場合、及び災害への応急措置の場合には、調査不要としている(なお、土対法は当初から、都道府県知事が汚染により人の健康に係る被害が生じるおそれがあると認めるときは、土地所有者等へ調査・報告を命じることができることを規定(法5条)している(いわゆる「5条調査」)、さらに、知事に過失なく命令をすべき相手を確知できない場合は、所定の手続きを経れば、知事が自ら調査を行うことができるとの規定が(法5条2項)がおかれている。また、要措置区域の措置についても後者の規定と同様の規定(7条10項)がある)。

中環審の前述の2016年の第一次答申は、これに加えて、2011年の水質汚濁防止法改正で、新たに工場・事業場からの有害物質の非意図的漏洩や床面からの地下浸透を防止するための有害物質使用・貯蔵施設に係る構造基準に適合する施設について、規制の見直しを求めていた。そこで、2018年の第二次答申では、2012年6月1日(改正水濁法施行日)以降に新設されたもので、上記の基準に適合し、かつ、適正な管理が行われているものの敷地につき、土壌汚染が生じるおそれがない土地として扱うことができるとし、改正法施行のための政省令改正の際に、この点を3条調査、4条

調査、5条調査につき追加することとした。

第一次答申では、このほかに都市計画区域外土地への4条調査について、包括的に汚染のおそれのない土地とする等の規制の見直しをも提言していた。しかし、第二次答申では、その後の自治体へのアンケート結果から、土壤汚染の状況や土地利用の状況は自治体ごとに違いがあつて、全国一律に調査不要の土地を定めることには無理があるとの新たな結論に至り、都道府県知事が、土壤汚染状況調査に準じた方法(主に地歴調査を想定するが、さらにそれ以上の調査も含む)で調査した上で、有害物質による汚染がない土地と判断した場合には、当該区域を届出不要の区域として指定することができるものとする事とした。なお第二次答申では、この場合にも、指定後の汚染の状況の変化については、都道府県による定期的な情報把握を求めている。

(3) 届出前の調査実施の許容及び調査不要の場合の土地の形質変更施行開始時期等

これまでの土対法は、4条調査にあつては、届出後に調査命令をうけて調査を開始することを前提としていた。しかし汚染土地であることが明らかな場合には、届出に先立って法の求める仕方で調査を行い、調査結果を添えて、届けることにより、開発開始までの時間の短縮を望む意見が以前からあつた。そこで、改正法は、関係する土地所有者等全員の同意があれば、これを認めることとし、4条2項に必要な規定が追加された。そして、この改正は、前述のとおり、すでに2018年4月から施行されている。

また、4条調査については、施工の30日以前の届出義務づけの規定があるものの、実施制限規定(例えば、大気汚染防止法10条や、改正後の土対法7条6項)がないことから、これまでも制度運用としては、都道府県知事から届出後30日以内であっても、調査の必要がない旨の通知があれば、30日を経過する前に、土地の形質変更行為を行うことを認めてきている。そこで、第二次答申は、このことを改めて承認したうえで、これを徹底させる通知を发出することを求めている(審議会では、この種の緩和は法文に明記しなければ許されないとの意見があつたが、実施制限規定がないことの反対解釈は

許容されてよい)。

このほか、第二次答申では、4条調査については、調査対象とする深さは、最大形質変更深さの1m深い部分を限度とし、かつ最大10mとすることを施行規則で明文化することを求めている。

5. 土壤汚染区域の取り扱いに関する新たなルール

(1) 要措置区域の取り扱いの変更

1) 汚染除去等計画提出制度の導入

現行法は、土壤汚染が基準を超えるために要措置区域として指定された土地についての、環境リスクの遮断のための措置を行うよう指示するものの、いかなる措置がいつ行われたかを確実に都道府県知事が把握する手続きを用意していなかった。そこで、改正法は、要措置区域の指定に際して、土地所有者等へ汚染除去等計画の作成と作成した計画を都道府県知事へ提出するよう指示することとした(法7条1項)。

知事は、期限までに計画を提出しない者へは、提出命令を发出することができる(同条2項)。計画の軽微ではない変更をする場合には変更後の計画を再提出しなくてはならない(同条3項)。なお、基準不適合でない範囲での変更などの軽微な変更については規則でその範囲が詳細に定められるが、後述の措置実施報告の際には軽微な変更点を含めた報告をさせることになる。

知事は計画提出から30日以内に限り、技術的基準に適合しない計画については変更命令を出すことができる(同条4項)。他方、計画が基準に適合している場合は、知事はこの30日の期間を短縮できる(同条5項)が、計画提出から30日後(または通知をうけて短縮された後の日)までは、汚染除去等の措置の着工は許されない(同条6項)。

計画提出者は計画に従って実施措置を講じなくてはならず(同条7項)、知事は、計画に従った措置を講じない者へ措置実施命令を出すことができる(同条8項)。そして、計画提出者が計画に添った措置を講じたときは、その旨を知事に報告しなければならない(同条9項)。

2) 施行方法の例外、新設、台帳の保存と記載事項

このほか、土壤汚染の拡大を起こさない方法でのボーリングについては、規則で定める要件を満たす限り、要措置区域での行為禁止、及び形質変更時要届出区域での事前届け出の例外を認めることとされた。さらに、要措置区域や形質変更時要届出区域での、地下水質の汚染を監視しつつ地下水位を管理する施行方法を認めることとし、その基準が規則に新たに規定される。

また、要措置区域の台帳には、新たに制度化された汚染除去等計画の記載事項なども記載することとされる。

(2) 「臨海部特例区域」での形質変更への事後届出の許容（12条の改正）

2009年改正の後の政省令改正で、前述のように、埋立て材等に由来する海面埋立て土地に、自然由来の土壤汚染がある場合に調査等に関する特例扱いを認めることとなっていたが、さらに、このような土地が臨海部で都市計画法の工業専用区域等である場合について、工場・事業場のレイアウト変更などのために頻繁に土地の形質変更を必要とするところから、現行法が要求している形質変更時の事前届出手続きの緩和を求める要望が産業界から出されていた。第一次答申では、これを前向きに実現させるべきことを求めており、これをうけて改正法は、12条を改正し、新たに「臨海部特例区域」の制度を法律に位置づけた。

改正法は、通常管理行為や軽微な行為などの形質変更時要届出区域における土地の形質変更の際の

着工14日以前の届出義務の例外（法12条1項但書）となる場合について号を追加し、自然由来又は水面埋立てに用いられた土砂由来の土壤汚染（12条新1項1号イ）があるものの、人の健康に係る被害が生ずるおそれがない（同号ロ）土地について、「土地の形質の変更の施行及び管理に関する方針」にもとづいて土地の形質の変更が行われる場合は、事前の届け出を不要とした（図1、図2参照）。ただし、上記の「方針」は該当の土地所有者等が作成した上で、基準に該当することにつき都道府県知事の確認を受けたものであることを要し、さらにこの例外の適用をうけた場合には、一定期間（1年）ごとにまとめて所要の事項の事後届け出が必要とされる（12条4項）。なお、この改正によって、「自然由来等形質変更時要届出区域」の概念が土対法の法文にあらわれることになった。

知事から「方針」の確認をうけた土地は、台帳では「臨海部特例区域」であることを明示することとされ、確認をうけるためには、土壤汚染の状況に関しては自然由来の場合と埋め立て材由来の場合に区分した要件に、また健康被害のおそれに関しては、都市計画法上の「工業専用地域」または港湾法の工業港区であって、地下水の下流側の方向に海域までそれ以外の用途の土地がないという要件を満たす必要がある。

「方針」には、後日人為的原因又は原因不明の汚染が判明した場合の対応を含めた記載を求め、記録とその保管に関しての基準も満たす必要がある。また、「方針」の変更にも知事への届け出と確認を要する。

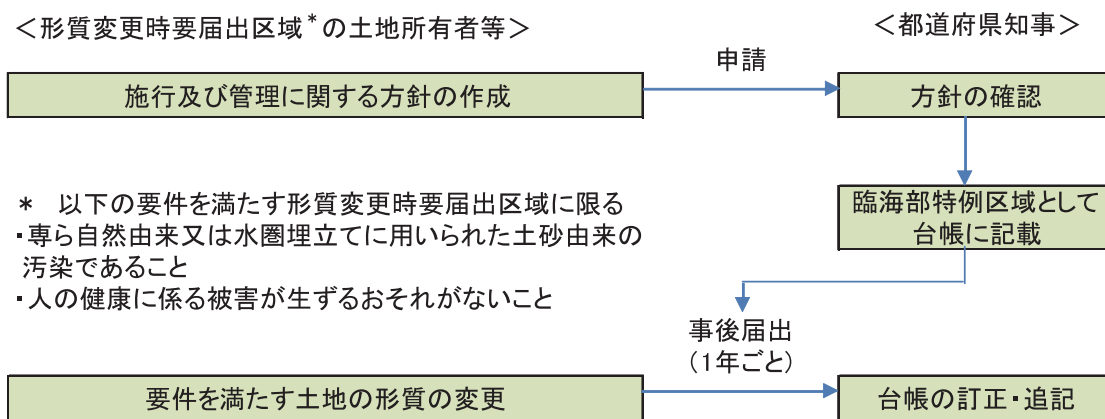


図1 臨海部特例区域の手続き特例

* 水面埋立てに用いられた土砂とは次を指す

- ① 公有水面埋立法施行以降に、同法に基づき埋め立てられた土地の土砂
- ② 公有水面埋立法施行以前に埋め立てられた土地であって、水面の埋立て又は干拓により造成された土地であることが明らかである土地の土砂
- ③ ①及び②の埋立事業により埋め立てられた土地と隣接し、同一の埋立事業又は計画に基づき、土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂と同じ土砂を用いて造成した土地の土砂

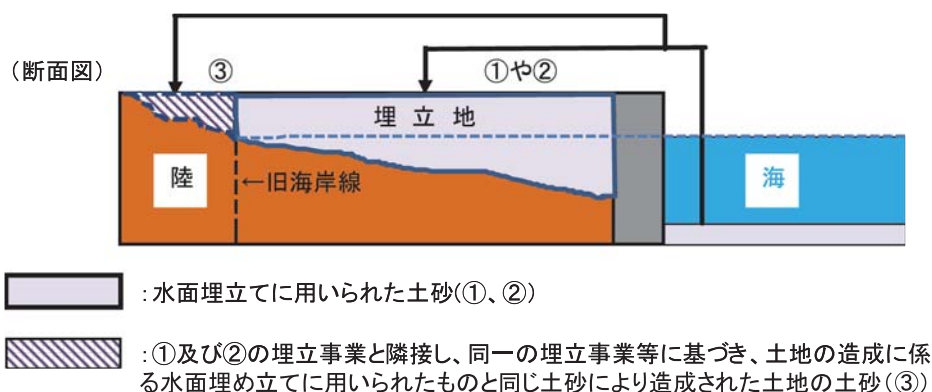


図2 水面埋立てに用いられた土砂

なお、事前届け出なしに、「方針」に違反する行為が行われた場合や、その後、当該区域が、前記イ、ロに該当するとされる前記の要件を欠くに至った場合は、「方針」の確認は撤回され、通常の形質変更時要届出区域にもどる。

(3) 「埋立地特例区域」の要件の見直し

これまでは、廃棄物最終処分場の基準に関する総理府・厚生省の共同命令(現在は、廃掃法にもとづく「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」になっている)が施行された1977(昭和52年)3月15日以降に公有水面埋立法によって埋立てられ造成された土地については、廃棄物が埋立てられた埋立地がどうかの区別ができるようになったことを理由に、これのみを埋立地特例区域とすることを認めていた。しかし、これ以前に埋立てられた土地であっても、汚染の状態が同様である場合には同様の扱いにすべきとの要望が強かった、第一次答申は、この要望についても採用の余地ありとしていたことをうけ、第二次答申は、今回改正にあわせての政省令の手直しに際して、これを認めることとした。

すなわち、今後の「埋立地特例区域」は、形質変更時要届出区域であって、①公有水面埋立て又は干拓事

業で造成された土地であり、②汚染原因が土地造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来し、③廃棄物が埋立てられている場所ではなく、④第二溶出基準に適合している(1977年3月15日より前に埋立てられた土地は、第一種特定有害物質、第三種特定有害物質及びシアン化合物につき土壌溶出量・土壌含有量基準に適合している)こと、⑤人為的原因に由来する汚染のおそれがない(試料採取等を実施した場合は調査の結果、人為的原因に由来する汚染が確認されていない)こと、の要件を満たしたものであればよいことになった。そして、新たな埋立地特例区域にあっては、試料採取地点を30m格子の中心とする等の特例を認めることとなる。

6. 汚染土壌の搬出・処理などに関する新たな特例

(1) 要措置区域からの汚染土壌搬出時の認定調査の簡素化

これまでの土対法は、要措置区域や形質変更時要届出区域内の土地の汚染土壌を区域外へ搬出する場合は、事前届出(法16条)の上で、運搬基準による運搬(17条)と産業廃棄物と同様のマニフェスト(管理票)の交付、運搬や処理後の票への記載・回付及び写しの保

存・交付等(20条、21条)、及び自己が許可業者である場合や試験・研究用の搬出の場合を除いて、許可をうけた汚染土壌処理業者への処理委託を義務付ける(法18条)。そして、運搬・委託の規制に違反した者には、都道府県知事が措置命令を発出することもできる(法19条)。ただし、指定調査機関の調査を経て、知事が汚染状態が基準に適合すると認定した土壌は汚染土壌でないとして、上記の規制をうけないことになっていた。

ところが、これまでは、この「認定」を得るために、すべての特定有害物質の調査が要求されていて、経費・時間を考えれば、汚染土壌ではないものまで汚染土壌として「処理」されてしまうことがしばしば、という問題を引き起こしていた。第一次答申はこの点の改善を求めているので、今回の法改正での政省令改正に合わせて、次のような取扱いに改めることとした。

「認定」に際する調査は、地歴調査で、汚染のおそれの詳細に把握した結果により、試料採取等の対象特定有害物質を選定すればよいものとする。すなわち、①地歴調査の結果、区域指定時から汚染の状況の変化がないことが確認できた場合は、試料採取対象物質は、原則として、すべての区域指定対象の特定有害物質のみとすること、②区域指定後に汚染状況の変化があった場合は、指定後に新たに汚染のおそれが確認された物質及び搬入された土壌で汚染のおそれがないと確認されなかった物質を加えること、③区域指定時に調査物質・範囲の限定があった場合は、土壌汚染状況調査で試料採取をしていない土壌又は未調査範囲の土壌につき、認定調査時の地歴調査で汚染のおそれがあるとされた物質とすること。

なお、土地の所有者等が、区域指定後に区域内に土壌の搬入を行った際に、搬入土について規則で定める事項につき、調査結果を記録し、年1回都道府県知事に規則で定める事項につき報告書を提出していた(そして台帳にその旨の記載が行われていた)場合で、指定後に搬入されたすべての土壌に関する記録がある場合は、認定調査での物質の限定ができること、また、汚染除去等の措置の実施として位置づけられている調査(詳細調査)の結果が台帳に記載された場合は、これを「認定」調査の地歴調査で活用できること、ともされる。

(2) 飛び地である要措置区域等相互間の移動の特例

第一次答申は、一つの事業場の土地や一連の開発行為が行われる土地であって、同一の契機で行われた調査の対象地で飛び地になって区域指定された区画の間での土壌の移動であれば、これを認めてよい、と提言していた。

この提言にそって、改正法は、このような同一の土壌汚染調査の結果指定された要措置区域から搬出された土壌を、飛び地となっている要措置区域へ移動させ、あるいは形質変更時要届出区域から搬出された土壌を、飛び地となっている形質変更時要届出区域へ移動させて、これらを搬出先の区域の土地の形質の変更に、自ら使用し、あるいは他人に使用させる場合には、当該土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなくてもよいこととした(改正法18条1項3号)。

この場合、土壌の搬出をしようとする者は、14日前までの都道府県知事への届出が必要であり、届けられた搬出等が要件に該当することについての知事の「確認」を受けなければならないものとされる。要件に反する場合、知事は14日以内に限り、汚染土壌処理業者へ委託するよう計画変更を命じることができる(16条4項2号)。土壌使用者は、一台の自動車等で運搬する土壌ごと(管理票の交付ごと)に土壌を使用した土地の形質変更を60日以内に行い、管理票の写しを管理票交付者及び運搬者へ送付すること、届出には土壌使用完了予定日も記載すること、とされる(図3参照)。

(3) 自然由来等形質変更時要届出区域の特例

第一次答申は、自然由来特例区域や埋立地特例区域から発生する基準不適合土壌は、特定有害物質の濃度が低く、特定の地層や同一港湾内に分布していると考えられるので、適正な管理のもとでの資源の有効利用を図るため、移動や活用を可能にすべきとしていた。

この提言にそって、改正法は、自然由来等形質変更時要届出区域内の土壌を、他の自然由来等形質変更時要届出区域で使用するために搬出する場合には、これも当該土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなく

てもよいこととした(改正法18条1項2号)。この場合に、搬出元と搬出先の区域につき、自然由来汚染と埋立材由来汚染の場合にわけて要件がさだめられ、さらにその区域の特定有害物質による汚染の状況が同様であることに関する基準(改正法18条1項2号イ)及び地質が同じであることに関する基準(改正法18条1項2号ロ)の双方を満たしていなければならず、このための搬出先の区域が、イについては搬出元の区域指定物質のすべてを含んでいること、ロについては、自然由来汚染の場合は同一地層であること、埋立材由来汚染の場合は、同一港湾内であること、とされる(図4参照)。

なお、この場合の、事前届出、確認、要件違反の場合の変更命令、60日以内の形質変更実施、管理票の交付等は、前述の飛び地移動の場合と同様とされる。

(4) 公共事業に使用する場合の特例

第一次答申は、自然由来等汚染土壌の公共事業での有効活用の途を開くことも提言していた。これをうけて、改正法は、国や地方公共団体が水面埋立てや構造物へ自然由来等汚染土壌を活用するため、都道府県知事との協議の成立によって、処理業の許可を得たものとみなす特例を定めた(法27条の5)。このための土対法の読み替えの詳細などは、政省令で定められることになっているが、第二次答申は、次のような扱いを提言しており、これにそった政省令が定められることになる。

すなわち、第1種、第3種特定有害物質及びシアン

化合物に係る自然由来等汚染土壌であること(土壌含有量基準不適合の埋立て材由来汚染土壌、及び水銀を含まないこと)、海面埋立て又は構造物内部材料として飛散等のない状態で使用すること、構造物への利用は処理施設としては廃止(受け入れ終了)措置後も適切な維持管理がなされるものであること、利用しようとする者があらかじめ処理業の許可をうけること、使用履歴から利用した場所が明らかであること、飛散・流出防止や50cm以上の覆土などの許可基準・処理基準を守ること、受け入れ終了時(処理施設廃止時)に敷地の土地の調査とその結果の都道府県知事への報告をすること、知事は報告をうけた段階で、地歴調査により自然由来等汚染土壌を使用したことが明らかな部分については、通常の調査を省略し搬出元の区域指定時と同様の汚染状態であるとして区域指定ができること(それ以外の部分についての区域指定は通常の調査を要すること)、がそれである。

7. その他の改正、運用変更

(1) 指定解除後の台帳の扱い

土対法の当初制定時には、指定区域の汚染除去措置によって、基準を超える汚染がなくなった場合で指定が解除された場合には、台帳から完全に抹消するよう、産業界から強く要望があり、そのような制度とされていた。

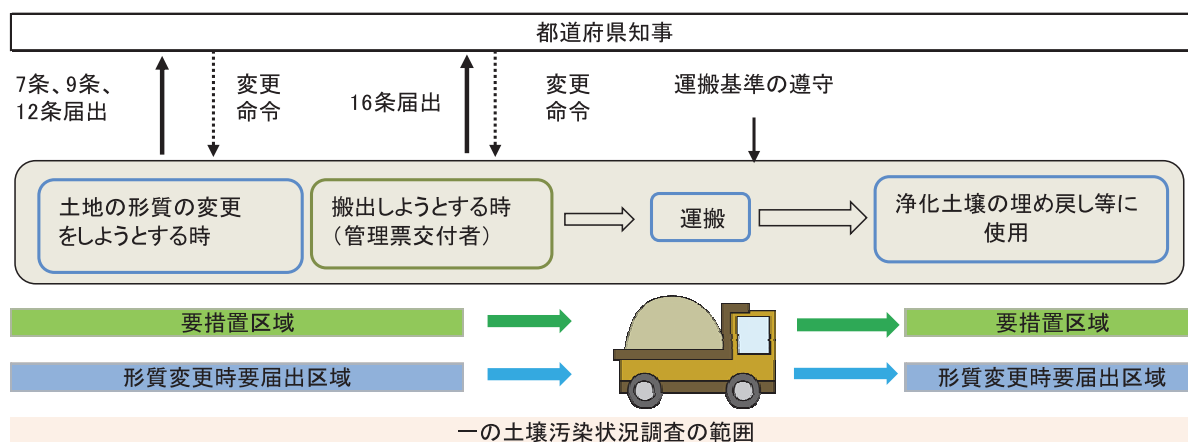
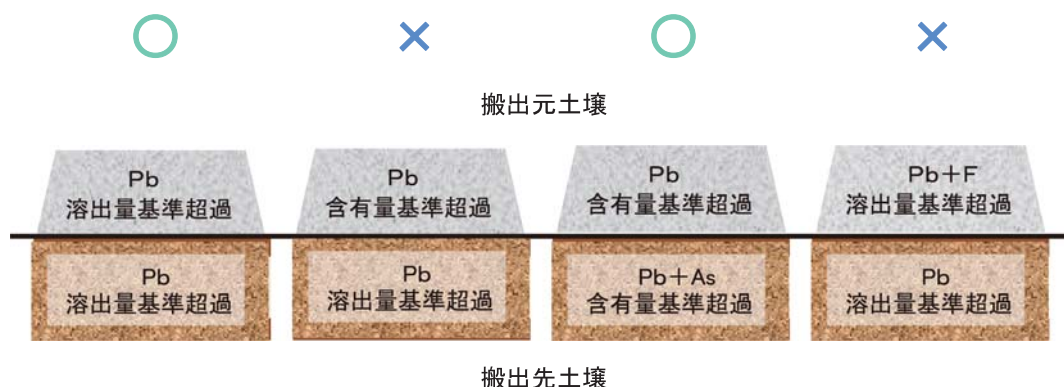


図3 飛び地搬出の手続き

<①汚染の状況が同様である基準の考え方>



* 特定有害物質の種類については、土壤溶出量及び土壤含有量それぞれについて判断する。

<②土地の地質が同じである基準の考え方(自然由来の場合)>

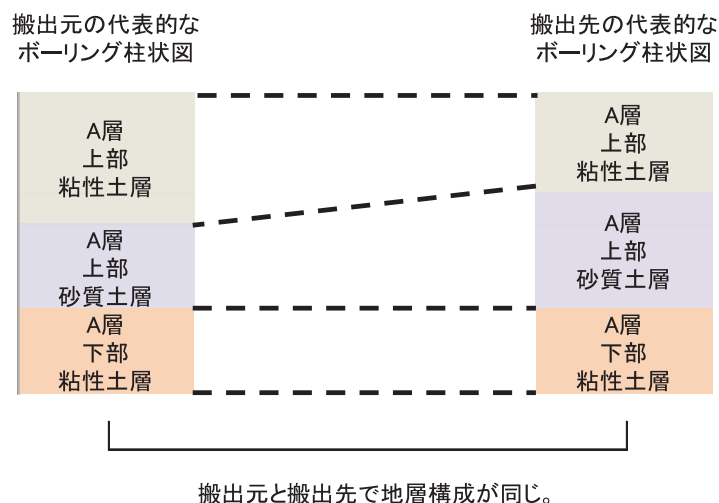


図4 基準の考え方

しかし、汚染除去の措置等の記録が残らないこととの与える実務上の様々な支障の大きいことは、当初から予想されており、今回の改正では、指定解除後に、それぞれの区域区分ごとにその旨を記録する台帳を作成するよう制度が改められ、15条の改正が行われて、指定解除の年月日や事由を付して、指定された事実の記録が残ることとなった。なお、前述のとおり、この改正は、すでに2018年4月1日から施行されている。

(2) 汚染土壌処理業、指定調査機関に関する改正、変更

汚染土壌処理業の資格要件に廃掃法に準じて、暴

力団等排除規定が追加され(法22条3項2号、25条1号)、また事業の譲渡・譲受、合併・分割、相続による承継に関する規定が新設された(法27条の2、27条の3、27条の4)。また、指定調査機関についての、変更届出の期間を「変更14日前」から、「事後に遅滞なく」へ、変更された(法35条)。以上の改正は、前述の4条2項や15条と同様に、2018年4月からすでに施行されている。

このほか、改正省令で、指定調査機関の業務規程に、技術管理者による土壌汚染状況調査等に従事する他の者の監督に関する事項を追加させることが決まった。

(3) 分解生成物への調査範囲の拡大

ガス調査によって使用経歴のある特定有害物質又はその分解生成物が検出されたときは、土壌ガスが検出されなかった使用経歴のある特定有害物質又はその分解生成物も、ボーリング調査時の試料採取等対象物質とすることとなった。また、四塩化炭素が分解して生成したジクロロメタンについても同様に試料採取の対象とすることとなった。

(4) 試料採取を省略した場合の区域指定

一部の区画のみ試料採取をした場合はすべての区画につき採取した試料の結果により区域指定が行われることを原則とするが、しかし残りの区画でさらに試料採取をした場合は追加採取した結果により、当該区画を評価するものとする。

*このほか、法改正とは直接関係がないが、2018年夏に、土壌の環境基準のうち、1-2 ジクロロメタンについて、これまではシス 1-2 ジクロロメタンのみが対象であったが、シス体に加えて、トランス体も含めるものとされたことから、この物質に係る土対法上の、土壌溶出量基準、地下水基準、第二溶出量基準及び土壌ガス調査における定量下限値について、見直しが行われることとなった。なお、今後、さらにカドミウム及びその化合物、トリクロロエチレンについても土壌環境基準の改定が予定されており、これに伴って、土対法の基準も見直される予定になっている。